

学生各位

愛知東邦大学  
感染症対策会議

## 新型コロナウイルス感染拡大防止策と「欠席」の取り扱い（継続）

本学は、新型コロナウイルスの感染が続く状況にあっても、皆さんの学びと教職員の活動が大きな支障なく続けられるよう、2020年度に続き以下の防止策をとります。皆さんご自身はもちろん、大学に関わる全員の健康と安全を守るための特別措置としてご理解ください。この特例措置は、感染拡大が落ち着く頃までを想定しています。

1. 次の(1)～(4)いずれかに該当する場合は、以下の症状がなくなるまで自宅で休養してください。
  - (1) 保健所・保健センターから陽性者または濃厚接触者として認定された、または自費による検査により陽性反応が出た場合（必ず学生・キャリア支援課に連絡してください）。
  - (2) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - (3) 重症化しやすい方等で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
  - (4) 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

※なお、症状が4日以上続く場合は、必ず「かかりつけ医等の地域で身近な医療機関」または「受診・相談センター（最寄りの保健所）」に連絡し、相談してください。また、医師やセンターからの助言・指示を記録しておいてください。

参考：愛知県新型コロナウイルス感染症特設サイト

(<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/>)

2. 上記1の指示に基づく授業の欠席については、下記の手続きにより「教育的配慮」をします。
  - (1) 「新型コロナウイルスに関連した欠席事由報告書」を学生・キャリア支援課で受け取ってください。
  - (2) 「欠席届」と上記「新型コロナウイルスに関連した欠席事由報告書」を**事由解消から7日以内に**教務課へ提出してください。病院に行っていない（診断書がない）場合でも、今回は特例措置扱いにします。なお、診断書が発行されている場合は欠席届に添付してください。  
教務課に欠席届を提出した**翌日から14日以内（有効期限内）**に科目担当者に提出し、科目担当者から教育的配慮の内容（レポートや特別課題）を確認してください。

3. 基礎疾患<sup>1</sup>がある学生やその他通学に不安がある場合で、常時対面授業を受講できない学生は、教務課に連絡してください。必要な申請を行わなければ、教育的配慮は受けることはできません。

### <問い合わせ先>

教育的配慮に関すること：教務課（052-782-1938／[kyoumu@aichi-toho.ac.jp](mailto:kyoumu@aichi-toho.ac.jp)）

体調面に関すること：学生・キャリア支援課（052-782-1936／[gakuseicareer@aichi-toho.ac.jp](mailto:gakuseicareer@aichi-toho.ac.jp)）

<sup>1</sup> 糖尿病、心不全など慢性の循環器疾患、肺気腫など慢性の肺疾患、呼吸器疾患（気管支喘息）、肝機能疾患、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗癌剤の投与を受けている方など免疫が抑制された状態にある方、妊娠中の方など